

平成 24 年 8 月 6 日

税理士 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

「**国外財産調書**」の提出制度の創設

平成 25 年より適用開始

適正な課税・徴収の確保を図る観点から、一定の国外財産を保有する場合には、その保有する国外財産について申告することとなりました。平成 25 年以降、その年の 12 月 31 日の国外財産の保有状況を記載して、翌年の 3 月 15 日までに提出することとなります。

【1】制度の概要

その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を保有する場合に、その財産の種類・数量及び価額等の必要な事項を記載した調書を翌年の 3 月 15 日までに所轄税務署へ提出しなければならないこととされました。

【2】国外財産の価額

国外財産の価額は、その年の 12 月 31 日における時価又は時価に準ずるものとして見積価額によることとされています。

また邦貨換算は、その年の 12 月 31 日における外国為替の売買相場によることとされています

【3】国外財産調書の記載事項

国外財産調書には、提出者の氏名・住所、国外財産の種類・用途・所在・数量・価額などを記載します

※ 具体的な記載要領については今後発表される予定です

【4】財産及び債務の明細書との関係

国外財産の提出者が、所得税法における財産及び債務の明細書を提出する場合には、その財産及び債務の明細書には、国外財産調書に記載される事項に記載は要しないこととされています

【5】国外財産調書の適正な提出の確保等

国外財産調書制度において、適正な提出をするための下記の措置が設けられています。

①国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の優遇措置

国外財産調書を提出した場合には、記載された国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じた場合でも、加算税が 5% 減額されます。

②国外財産調書の提出が無い場合の過少申告加算税等の加重措置

国外財産の提出がない場合又は提出された国外財産調書に国外財産の記載がない場合に所得税の申告漏れが生じたときは、加算税が 5% 加重されます。

③故意の国外財産調書の不提出に対する罰則

国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は正当な理由がなく期限内に提出しなかった場合には、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金等が科されます。